

	理事長	苑長	管理者	担当者	受付者
法人 使用欄					

## 移動介護

# ホームヘルプサービスたんぽぽ苑

### ～サービス利用説明書(重要事項説明書)～

事業所の名称	ホームヘルプサービスたんぽぽ苑
障害者総合支援法	指定居宅介護事業 平成 18 年 10 月 1 日指定 岐阜県第 2113300012 号 指定重度訪問介護 平成 18 年 10 月 1 日指定 岐阜県第 2113300012 号 指定同行援護事業 平成 23 年 10 月 1 日指定 岐阜県第 2113300012 号
飛騨市委託事業	飛騨市障害者移動介護事業 平成 18 年 10 月 1 日受託
所在地	岐阜県飛騨市神岡町殿 1081-53
電話番号	0578-82-6508
FAX 番号	0578-82-6551
ホームページ	<a href="http://www.tanpopoen.or.jp/">http://www.tanpopoen.or.jp/</a>
管理者	畑寿美子
サービス提供責任者	畑寿美子、上木昭子、

<p>私は、本書面に基づいて右記説明者から重要事項の説明を受け、ホームヘルプサービスたんぽぽ苑の利用開始に同意しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>利用者</p> <p>住所 岐阜県飛騨市</p> <p>氏名</p> <p>代理人</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>ホームヘルプサービスたんぽぽ苑の利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>説明者</p> <p>職名 サービス提供責任者</p> <p>氏名</p>
---	---

## 事業の目的

障害者移動介護事業は、飛騨市障害者移動介護事業実施要綱(平成 18 年飛騨市告示第 106 号) 及び飛騨市障害者移動支援事業実施要領(平成 19 年飛騨市訓令第 15 号) の関係法令等を遵守し、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な移動介護の提供を確保することを目的とする。

## 運営の方針

介護職員は、障がい者の希望に応じて外出を支援し、障がい者の社会参加の機会を多くするための援助を行うものとする。

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

障害者総合支援法及び関係法令等の趣旨に従い、事業を実施するものとする。

## 従業者の職種、職員数及び職務の内容

◇サービス提供責任者は介護職員を兼務し、介護職員の人数に含みます。

◇訪問介護、介護予防訪問介護、第 1 号訪問事業、居宅介護、重度訪問介護、移動介護、介護保険外サービスの担当職員は、すべて兼務で実施しています。

職種	員数(名)	備考
管理者	1	常勤職員(サービス提供責任者、介護職員と兼務)
サービス提供責任者	2	常勤職員(介護職員と兼務)
介護職員	6	常勤職員 4 名 非常勤職員 2 名
事務職員	1	非常勤職員

### 【管理者】

管理者は、職員の管理及び業務の管理を行うものとし、支障がない限り他の業務との兼務を妨げないものとする。

### 【サービス提供責任者】

サービス提供責任者は、利用の申し込みに係る調整、利用者の状況把握、介護職員に対する技術指導、飛騨市、相談支援事業者又は居宅介護支援事業者等との連絡調整を行い、移動介護計画の作成等を行う。なお、業務に支障がない場合は、移動介護の提供に当たるものとする。

### 【介護職員】

介護職員は、サービス提供責任者の指示に従い、移動介護計画に基づき移動介護の提供に当たる。

### 【事務職員】

事務職員は、必要な事務を行うものとし、支障がない限り他の業務との兼務を妨げないものとする。

## 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
毎日 (天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く)	通常 8時から18時まで 早朝 6時から8時まで 夜間 18時から22時まで

◇土・日、祝祭日、年末年始も営業しております。安心してご利用ください。

## 利用定員

不特定人数（別に定める指定訪問介護事業、指定訪問介護予防事業、第1号訪問事業、指定居宅介護事業、指定重度訪問介護を含む。）

## 移動介護計画の作成・変更等

- ◇事業者は、ひとりで屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対して、介護職員を派遣し、サービスを提供します。
- ◇事業者は、利用者又はその代理人の希望を踏まえて移動介護計画を作成し、計画の内容を利用者又はその代理人に説明し同意を得ます。
- ◇利用者又はその代理人が移動介護計画の変更を希望した場合、又は事業所が移動介護計画の変更が必要と認めたときは、利用者又はその代理人の希望を考慮するとともに、双方の合意をもって変更することとします。
- ◇変更した移動介護計画は、利用者又はその代理人に交付します。
- ◇事業者は、毎回の移動介護の終了時に、サービス実施記録を所定の記録票に記入し、利用者はその代理人の確認を受けることとします。なお、確認を受けた記録票は、その控えを利用者又はその代理人に交付します。

## サービス内容及び活動内容

### 【サービスの内容】

- ◇(1) 移動介護(身体介護あり)
- ◇(2) 移動介護(身体介護なし)
- ◇(1)と(2)に係る移動介護計画の作成
- ◇(1)と(2)に付随するその他必要な介護、相談、助言

### 【実施形態】

- ◇個別支援型

移動介護を行う者と利用者が、1対1で支援を行うものをいう。ただし、利用者が満18歳に満たない者の場合は、2対1で支援を行うものを含む。

- ◇グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人が同時に参加する場合等に、移動介護を行う者と利用者が1対2、1対3又は1対4で支援を行うものをいう。

### 【対象となる外出】

- ◇社会生活上必要不可欠な外出(官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物(本人同伴)、冠婚葬祭等)
- ◇余暇活動等社会参加のための外出(外食、レジャー、レクリエーション等)
- ◇通学
- ◇散歩
- ◇旅行(日帰りを基本としますが、一泊二日を限度とします。)

### 【対象とならない外出】

- ◇通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ◇通年かつ長期にわたる外出(通学を除く。)
- ◇通院介助
- ◇その他福祉事務所長が社会通念上適当でないと判断した外出

### 利用料金

	内容	身体介護あり	身体介護なし
移動介護	30分未満	2,560円/回	1,060円/回
	30分～1時間	4,040円/回	1,970円/回
	1時間～1時間30分	5,870円/回	2,750円/回

#### 【身体介護ありの場合】

所要時間3時間以上の場合9,210円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額となります。

#### 【身体介護なしの場合】

所要時間1時間30分以上の場合3,450円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに690円を加算した額となります。

### 【その他場合によってかかる費用】

内要	料金
早朝・夜間の場合	25%割増しになります。
2名の介護職員派遣の場合	2名分の料金になります。(満18歳に満たない者は除く)
交通費	移動介護の際にかかる交通費はすべて利用者が負担し、待ち合わせ場所及び終了場所と介護職員の自宅との移動にかかる交通費は本法人が負担する。なお、岐阜県外(実施地域外)での待ち合わせ、あるいは岐阜県外(実施地域外)で終了した場合は、当該地点から岐阜県内(実施地域内)の最寄り駅までの交通費も利用者負担とします。利用者が当日に利用をキャンセルし、介護職員が待ち合わせた場所の往復を行った場合、その交通費は利用者負担とする。
飲食代	食事時間にかかるときの飲食代は、利用者・介護職員それぞれが支払う。ただし、会食等飲食を目的とする場所でガイドを必要とする場合や、介護職員が食事内容を選択できない場合は、利用者が負担する。
入場料	入場料を必要とする場所(遊園地、コンサート、映画、観劇、野球等)で移動介護を必要とする場合は、入場料は利用者が負担する。
宿泊料	利用者負担とします。
複写物(コピー)	10円/1枚

◇地域生活支援事業適用の場合1割が自己負担です。

◇支給限度額を超える移動介護を提供する場合は、その利用料金は利用者等が負担するものとします。

◇交通費・飲食代・入場料・宿泊料の精算は、その場で行うものとします。

## お支払い方法

事業者は、利用料金を1か月ごとに計算し、翌月に請求書を利用者に送付いたします。利用者は、この請求を受けた月の翌月10日までに事業者にお支払いください。お支払い方法は、以下の3通りの中からお選びください。

- ①利用者指定の口座からの自動引落。(高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合・郵便局の口座が利用できます。希望される場合は、事前に金融機関指定の手続きが必要となりますので職員に申し付けください。なお、口座振替日は25日、金融機関が休みの場合は、その後最初の営業日となります。)
- ②たんぽぽ苑が指定する口座への振り込み(請求書に記載しております。)
- ③たんぽぽ苑及び旭ヶ丘デイサービスセンターでの現金払い(お釣りが無いようにお願いします。)

## 通常の事業の実施地域

岐阜県内 ※実施地域外の場合には相談に応じて対応します。

## 契約の終了

- 1 利用者又はその代理人は、事業者に対して1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の各号に該当する場合は、事業者に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを実施しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族(以下「利用者等」という。)に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4) 事業者が破産した場合
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者又はその代理人に対して1か月の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の各号に該当する場合は、利用者又はその代理人に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - (2) 利用者等が事業者やサービス従事者に対し、契約を継続しがたいほどの重大な背信行為があった場合
- 3 次の各号に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が、死亡した場合
  - (2) 利用者が移動介護事業の支給対象外となった場合
  - (3) 利用者が、介護保険の対象となった場合

## 守秘義務等

事業者及び事業所の従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する秘密について、個人の生命、健康、財産の保護など緊急かつ正当な理由がない限り第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、この契約終了後も同様とします。

利用者等の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、個人情報を扱う場合は、事業者が定める個人情報に関する規程に従い、適正に対応します。

## 虐待防止法

事業者及び事業所の従事者は、虐待防止法等に基づき、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市に通報するものとします。

### 損害賠償責任

事業者は、移動介護の提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、速やかにその損害を賠償します。

### 苦情・意見窓口

事業者は、利用者等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。また施設に設置しているご意見箱での受付もいたしております。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

苦情受付担当者	電話番号	Fax	e-Mail
清水敏幸(しみず としゆき)	0578-84-0011	0578-84-0012	<a href="mailto:kujo@tanpopoen.or.jp">kujo@tanpopoen.or.jp</a>
和田永輔(わだ えいすけ)	0578-82-6541	0578-84-6551	

以下の機関でも受け付けています。

機 関	住 所	電話番号
たんぼぼ苑 第三者委員	安江武史 福永 聡	岐阜県飛騨市神岡町坂富 8 番地 4 岐阜県飛騨市神岡町東雲 525 番地 2
飛騨市社会福祉協議会 (神岡支所)	岐阜県飛騨市神岡町東町 378 番地 (飛騨市神岡振興事務所内)	0578-82-1713 0578-82-1047
飛騨市神岡振興事務所 (市民福祉係)	岐阜県飛騨市神岡町東町 378 番地	0578-82-3755
飛騨市市民福祉部 障がい福祉課	岐阜県飛騨市古川町若宮 2-1-60	0578-82-2252
		0577-73-7483

### 緊急時等における対応方法

事業所は、サービスの提供を行っているとき、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、あらかじめ届けられた緊急連絡先に速やかに連絡を取る等必要な措置を講じます。

### ご利用の際に注意いただくこと

心身の 状況説明	心身の状況に応じたサービスの提供をするため、医師の診断や利用当日の健康状態、日常生活上の留意事項など、こちらで注意すべきことがあります。その都度職員に連絡ください。
派遣時間	積雪状況等で派遣時間が遅れることもありますのでご了承ください。30分以上、遅れる場合は電話連絡させていただきます。
留意事項	<b>【移動介護をお断りする場合】</b> ◇外出することが適当でないと医師が認めた者 ◇冬期間(12月～3月) 但し積雪等の状態により変更あり ◇傘を使用しなければならない雨量の場合 ◇大雨・暴風・大雪・風雪等警報が発令されている場合 ◇訪問時体調不良の場合 ◇派遣当日及び派遣中に利用者が飲酒をしている場合はサービスを中止し

ます。また二日酔いの疑いがあると判断した場合も同様の扱いとします。  
◇危険が伴う場所(登山、釣り等)はできません。  
◇外出介護を行う者の派遣2人以上必要な者(満18歳に満たない者は除く。)  
◇ハラスメントには以下に掲げるような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる行為を繰り返す場合には、事業者から契約の解除を申し出ることがあります。

(セクシュアルハラスメント)

- ・ サービス従事職員の体を触る、不必要に手を握る
- ・ 腕や体を引っ張り抱き着く
- ・ 性的な話や卑猥な言動を繰り返す
- ・ 職員個人の電話番号や住所などを繰り返し聞き出そうとする
- ・ 上記に掲げる以外で、これに該当すると判断される行為

(カスタマーハラスメント)

- ・ 職員個人への誹謗中傷、暴力行為
- ・ 職員を威圧する言動、行為
- ・ 正当な理由なくサービスに従事する職員の制限をすること
- ・ 過度なサービスの要求
- ・ 事業者の専門的見地から危険と判断される介助方法を繰り返し要求する行為
- ・ 上記に掲げる以外で、これに該当すると判断される行為

**【金銭又は高価な物品の授受について】**

◇金銭又は高価な物品の授受はできません。  
◇通帳、印鑑等を預かることはできません。  
◇預金・貯金の引き出しや預け入れ等はできません。

**【医療行為について】**

◇医療行為又は医療補助行為はできません。

**【キャンセルについて】**

◇利用者又はその代理人はサービス提供の前日の午後5時30分までにサービス利用の中止を申し出ず、事業所がサービスを提供できなかった場合、キャンセル料として利用料と同額を徴収します。

**【その他】**

◇1日12時間までとする。  
◇介護職員に際しては公共交通機関を利用することを原則とする。  
なお、自家用車での援助は行わない。  
◇◇全身性障害者(児)に対し移動介護を行う者は、全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者を原則とする。  
◇知的障害者又は障害児の移動介護を行う者は、介護福祉士、介護職員2級の資格を有する者又は知的障害者移動介護従業者養成研修修了者を原則とする。

	<p>◇利用者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動はしません。</p> <p>◇その他利用者もしくはその家族等に対し迷惑行為は行いません。</p> <p>◇介護職員は原則として、一人の利用者を一人の介護職員が担当する。</p> <p>◇介護職員は、常に身分証を携行し、サービス提供時に提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。</p> <p>◇介護職員の自宅の住所、電話番号はお教えしません。介護職員に連絡が必要となった場合は、たんぼぼ苑へ申し付けください。</p> <p>◇派遣された介護職員の交替を希望する場合には、当該介護職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護職員の交替を申し出ることができます。</p> <p>◇「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに介護職員にお知らせください。また、担当介護職員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。</p>
--	---

#### 協力医療機関

<b>名称</b>	飛騨市民病院
<b>院長名</b>	工藤 浩
<b>所在地</b>	岐阜県飛騨市神岡町東町 725 番地
<b>電話番号</b>	0578-82-1150
<b>診療科</b>	内科、外科、小児科、整形外科、眼科、脳神経外科、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、心臓血管外科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科 糖尿病内科、緩和ケア
<b>入院設備</b>	有り

R8.4